

新型コロナウイルスは5類移行後どうなる？

【5類への移行とは？】

新型コロナウイルス感染症は、感染症法に基づいて、療養期間や行動制限などが決められていました。

今までは、2類相当という分類に位置づけられ、外出や行動制限、医療費の補助制度や様々な相談支援など、規定により定められていましたが、5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類の分類に変わり、法律による行動制限がなくなり、同時に様々な補助制度や支援制度が一部を残して、終了となりました。

ただ、感染症自体はなくなるわけではありませんので、引き続き、感染対策を心がけてください。

【変更となった主なもの】

（1）外出制限・就労制限

感染症法による外出制限はなくなりましたが、他人に感染させるリスクはあるため、発症後5日間かつ症状軽快後24時間経過するまでの間、自粛が推奨されています。

具体的な職場や学校への復帰の時期については、それぞれの所属先の規定に従ってください。

（2）医療機関の受診

今までは、静岡県が指定する発熱診療等医療機関など限られた医療機関で受診が可能でしたが、これからは、幅広い医療機関での診療が可能となりました。

感染予防の観点からも、受診する際には、事前に医療機関に連絡しましょう。

また、入院治療は、今までは保健所も調整していましたが、通常の救急医療や医療機関間の連絡調整による受け入れ体制に戻りました。

（3）医療費の自己負担

今までは検査や治療費は原則自己負担がありませんでしたが、5類移行後は、保険診療と一部自己負担に変わりました。ただし、9月末までは、コロナ治療薬に限り自己負担は原則ありません。

また、入院の際、9月末までは、高額療養費の自己負担限度額から最大2万円が減額されます。

いずれにしても、該当となるか、受診される医療機関等に確認してください。

【生活の中で何を気をつけたらいい？】

手洗いや消毒、感染する・させる可能性が高い場所でのマスク着用など、基本的な感染対策は、自己判断となりますが、継続して推奨します。

免疫力を高めるため、バランスのいい食事や規則正しい生活に心がけましょう。

また、体調不良時に備えて、新型コロナ抗原定性キットや解熱鎮痛薬などは準備しておきましょう。

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp>

【問合せ先】

藤枝市瀬戸新屋 362-1 藤枝総合庁舎 3階

静岡県中部健康福祉センター（静岡県中部保健所） 地域医療課

電話：054-644-9273 （受付時間：平日 8:30～17:15）